

1 生活保護について

日本国憲法第25条では、『すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。』と定められています。

私たちの一生の間には、病気、けが、失業のほか、家族が亡くなったり、さまざまな事情で生活が成りたたなくなることもあります。

生活保護は日本国憲法第25条に基づき、国が必要な保護を行い健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活を送ることができるように支援する制度です。生活にお困りの場合、生活保護法の定める条件のもとで、権利として生活保護を受けることができます。

※生活保護には世帯単位の原則があり、同一の住まいに居住し、生計を同じくしているかたがいる場合は、同一世帯として認定することとされています。

2 生活保護の種類

次の8種類の扶助があり、支給要件を満たしたものを定められた基準額で支給します。

① 生活扶助	食べるもの、着るもの、電気、ガス、水道などの日常生活に必要な費用
② 住宅扶助	家賃、地代や住宅の補修などに必要な費用
③ 医療扶助	病気やけがの治療に必要な費用（保険適用内の医療費・移送費など）
④ 介護扶助	介護サービスを利用するために必要な費用
⑤ 教育扶助	学用品、教材費、給食費などの義務教育に必要な費用
⑥ 出産扶助	出産に必要な費用
⑦ 生業扶助	技能や技術を身につけたり、新たに仕事に就くために必要な費用 こうとうがっこうとう しょうがく ひつよう ひよう 高等学校等に就学するために必要な費用
⑧ 葬祭扶助	世帯員が亡くなった際に葬祭に必要な費用

【一時扶助…世帯の状況によって次のようなものが支給されます】

●被服費…布団・被服・おむつなど ●家具什器費…家具・炊事用具・食器・冷暖房器具など

●転居費用…敷金・運搬費など ●契約更新料等…賃貸住宅の契約更新料・保険料など

●入学準備金…小学校・中学校・高等学校の入学準備金 ●期末一時扶助…越年するための一時金

●就労自立給付金…就労により生活保護を必要としなくなった場合に支給となる一時金

●進学・就職準備給付金…高校生が、大学等へ進学する場合又は高等学校卒業後に就職により自立する場合に、支給となる一時金

3 保護費の計算方法

国が決めた毎月の世帯の『最低生活費』と収入を比べて、収入が少ない場合にその不足する分を保護費として支給します。

【世帯の収入が最低生活費を下回るとき ⇒ 保護が受けられる】

世帯の最低生活費（基準額）	
世帯の収入	支給される保護費

【世帯の収入が最低生活費を上回るとき ⇒ 保護が受けられない】

世帯の最低生活費（基準額）	
世帯の収入	

※収入とは、世帯に入ったすべてのものをいい、働いて得た収入については、社会保険料等の経費のほか一定額を差し引く取扱になります。
⇒収入の例…給与・賞与、退職金、年金・手当、仕送り、保険金、賠償金、借入金、物品の売却など
※最低生活費に借金の返済金は含まれておりません。生活保護受給中の借金の返済は、生活を圧迫することになるため、債務整理について早急に関係機関とご相談いただくこととなります。
※生活保護受給となった場合でも、医療費や介護費で一部自己負担が発生する場合があります。

4 生活保護制度利用までの流れ

相談



申請

調査

決定



開始

福祉事務所で、困っている内容を相談してください。
世帯員の状況、世帯の収入、資産状況、親族との交流状況などを確認させていただきます。生活保護制度を詳しく説明します。

生活保護の申請を希望する世帯は、申請書類を提出してください。
※保護申請書、収入申告書、資産申告書、同意書、その他必要書類

ケースワーカーが、保護申請された世帯の家庭へ訪問し、生活状況、収入・資産状況、その他生活保護を受けるための要件などを調査します。

調査に基づき、生活保護が受けられるかどうかを決定し、14日以内に通知します（特別な事情がある場合は30日以内）。
※生活保護が受けられない場合は却下を決定し、通知します。

生活保護の開始が決定した場合は、生活保護費を支給します。

5 生活保護の要件

生活保護は、利用できる資産、能力、その他あらゆるものを、生活の維持のために活用することが前提となっています。

【資産の活用】

●資産は、原則として処分して生活費にあててください。

⇒資産の例…保有する現金、預貯金、土地・家屋、生命保険、貴金属、有価証券、自動車など

※生命保険は原則解約し返戻金を活用してください（契約内容によっては保有が認められる場合があります）。

※土地・家屋などの不動産は売却などにより活用することが前提ですが、居住用の不動産は、処分価値と利用価値の比較によって保有が認められる場合があります。

※高齢者のみの世帯で所有する不動産が一定価値以上ある場合は、要保護世帯向け不動産担保型生活資金（リバースモーゲージ）の制度を活用してください。

※自動車、バイクの保有・運転（他人名義を含む）は原則として認められませんが、公共交通機関の利用が困難で通院や通院に使用する場合や、障がい者が通院等に使用の場合は、処分価値やその他の状況に応じて保有を認められる場合があります。

【能力の活用】

●働くことができるかたは、能力に応じて働いて収入を得る努力をしてください。

【その他】

●他の法律や制度で給付を受けられるものがあれば、手続きをして、活用してください。

⇒法律や制度の例…老齢年金、障害年金、児童手当、児童扶養手当、傷病手当金、失業給付金、労災保険給付、自立支援医療制度、重度心身障害者医療費助成制度、高額療養費制度など

●親、兄弟姉妹、子どもなどのご親族から援助を受けることができる場合は、保護に優先します。

生活保護の申請があった場合は、申請世帯への援助が可能か、ご親族に対し照会をおこないます。

※DV（ドメスティック）イレイや虐待、その他特別な事情がある場合は、事前にご相談ください。

●暴力団員は生活保護を受けられません。

～生活保護費の返還を求められる場合があります～

- 生活状況の変化で生活保護費に変動が生じたり、資産を処分、相続した場合など。
- 収入があるのに申告しなかったり、虚偽の申告をして保護を受ける等、不正に制度を利用した場合（法律に基づき懲役や罰金が科せられることがあります）。



生活保護のしおり



このしおりは生活保護制度についての説明書です。

生活にお困りのかた、生活保護制度について知りたいかたは、

お気軽に生活支援課まで相談・お問い合わせください。

こおりやましふくしじむしょ
郡山市福祉事務所

こおりやましやくしよ せいかつしえんか せいかつほごたんとう
郡山市役所 生活支援課 生活保護担当

〒963-8601 郡山市朝日一丁目23-7(本庁舎1階)

☎電話 024-924-2611

あなたの地区の担当ケースワーカー

こおりやましふくしじむしょ せいかつしえんか ほごがかり
郡山市福祉事務所 生活支援課 保護係

ちくたんとう しめい
地区担当 氏名

(/ 対応者:)

ちょうさたんとう しめい
調査担当 氏名

